



発行元：民主党プレス民主編集部

東京都千代田区永田町 1-11-1

TEL：03-3595-9988（代表）

連絡先：民主党静岡県参議院選挙区第3総支部

静岡市駿河区南町 10-6 村上駅南ビル 703

TEL：054-280-7604 FAX：054-285-7993

号外



参議院議員

藤本祐司

2008年12月号

## 決算重視の参議院

本来、閉会中のはずの臨時国会が今月 25 日まで延長された。10 月 30 日、首相は、年末の中小企業の資金繰りや国民の消費活動の促進のための定額給付金（途中から生活者支援のためだと目的が変わってしまった）を含む追加経済対策を発表した。しかし、財源や仕組みの裏づけなしで発表したため、与党内でも大きな混乱となった。

首相は、年末は第 1 次補正予算で十分だとし、第 2 次補正予算案の提示を来年 1 月の通常国会まで先送りした。つまり、中小企業への支援も定額給付金も、来年 3 月までお預けである。要するに、今回の延長は、インド洋での給油活動の延長法案（テロ特措法）を再可決するためであって、景気対策のためではなかったのだ。

また、首相は、100 年に一度の経済不況時期に総選挙を実施して政治空白を作るわけにはいかないとも言った。しかし、第 2 次補正予算を審議できないというのでは、政治空白を作ったのと同じである。首相は、12 月の 1 ヶ月は何をしようとしているのだろうか。もっとも、福田前首相が突然辞任した 9 月 1 日以降は、ずっと政治空白みたいな状況ではあるが・・・。

12 月は毎年、参議院で決算委員会が開かれる。**決算重視の参議院**であることをご存知の方も多いと思う。毎年 11 月下旬に前年度の決算検査報告が国会に提出される。財務省と会計検査院からの報告である。財務体質全体を概観するのは財務省からの報告書。一方、会計検査院は、皆さんの税金の使い道をチェックした結果を報告する。

**今年度、会計検査院が不適正だと指摘した金額は、1,253 億円。** 昨年の 310 億円を大きく上回る。過去 10 年間で最大だ。

この後、年末までに平成 21 年度予算が作られるが、残念ながら、今回提出された決算の結果を受けて来年度の予算が組まれるわけではない。その理由は、前年度予算（決算ではない）をベースに次年度予算が組まれること、会計検査院の機能や権限が弱いこと、各省庁縦割り構造になっている上、官僚任せになっている点などが挙げられる。しかも、不正を働いた公務員、特に予算を執行する職員への処罰が弱く、責任が不明確な組織になっているからである。そこで、こうした構造上、制度上、法律上、さらには意識上（公務員の馴れ合い体質）の欠陥を正すために、民主党は『決算・行政監視調査会』を立ち上げ、私がおその調査会の事務局長を務めている。

『決算・行政監視調査会』では、決算審議のあり方に始まり、公会計や契約についての考えなどをまとめている。具体的には、**会計検査院の機能と権限強化（会計検査院法の改正）や予算執行職員の責任の明確化と公務員の不正防止策（予算執行職員の責任に関する法律の改正）**などを検討している。

**民主党政権が実現すれば、100 人程度の国会議員を行政府に入れて、監視体制を強化する。** それに加え、将来的には、会計検査院を含めて組織を抜本的に改編し、国会の下に行政監視・行政評価を行う機関を設置するなどの政策も検討している。つまり、**民主党政権になれば、政治主導で、税金の不正使用を徹底的に排除するとともに、税金を有効に使用する仕組みを作り上げることができるのである。**

## ～ 国会事務所からの便り ～

### 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正案

#### ～内閣委員会で質問～

2008年11月28日、改正銃刀法（正式名称：銃砲刀剣類所持等取締法）が参院本会議で可決、成立しました。刀剣類の定義拡大については46年ぶり、銃所持の資格見直しは28年ぶりです。

**内閣委員会では、藤本が50分間にわたり、佐藤国家公安委員長及び修正案提出者の同僚の衆議院議員（泉健太議員）に質問しました。（右上の写真 →）**



「内閣委員会での質問する藤本ゆうじ」

この銃刀法改正への動きは、昨年12月14日、長崎県佐世保のスポーツクラブで起きた銃による殺傷事件でした。民主党では、藤本が事務局長を務める銃器対策作業チームで検討を重ね、本年4月25日、藤本が筆頭発議者となって改正案を参議院へ提出しました。その後、6月8日に発生した東京・秋葉原のダガーナイフ等による無差別殺傷事件を受けて、政府からも改正案が提出されました。政府案は、民主党提出法案を存分に取り入れて策定してあったため、最終的な修正協議も比較的スムーズでした。その結果、現実的かつ実効性のある改正案が出来上がったと自負しています。

今回の改正のポイントは、ストーカー行為や配偶者への暴力、自殺のおそれ、破産等が所持許可の欠格事由に加えられたこと、銃所持の許可申請時に精神科医らによる診断書を添付することなどが義務付けられたこと、殺傷能力の高いダガーナイフなど刃渡り5.5cm以上の両刃の剣の所持を禁止したことなどです。

質問に立った藤本は、銃砲の所持許可条件の厳格化と分布状況に地域間格差のある医師の診断書等について政府見解を確認するとともに、改正法施行後に警察をはじめ関係者が不公平なく、銃砲刀剣類の管理をきちんと行うように要望して、質問を終えました。

銃砲は、鳥獣被害の防止やスポーツ大会などのためには必要です。しかし、**銃砲を購入し、利用する個人が危険物を所有していることを認識し、適正で安全な管理と使用を心がけることが重要です。**銃砲刀剣による痛ましい事件や事故が繰り返されない、安全な社会の実現を願っています。

## ～ 藤本祐司の活動の紹介 ～

■藤本祐司のホームページにアクセスしてください。 <http://www.fujimoto-yuji.org/>

\*ホームページでは、参議院議員藤本ゆうじの国会活動のほか、政治姿勢や考え方を知ることができます。また、毎月1回のラジオ番組「藤本祐司のかる～くポリティックス」も聞くことができます。

\*参議院ホームページでは、動画で「国会事務所からのお便り」で書いたような質問の様子を見ることができます。 <http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/library/index.php> にアクセスしてください。

■ 藤本祐司のラジオ番組「藤本祐司のかる～くポリティックス」

\*毎月、第4金曜日の18:30から30分間、FM・Hi 76.9MHz(エフエムハイ)で、政治をわかりやすく解説するほか、新聞やテレビでは知ることができない裏話をお話します。次回の放送は **12月26日(金)の18:30** からです。今年最後の番組です。2008年の政治を総括します。

■ メールマガジン登録者大募集 !!

\*ホームページの内容や毎月発行している民主号外など藤本祐司の活動をメールマガジンで配信しています。藤本祐司のホームページから簡単に登録できます。是非、登録してください。

### 【藤本祐司事務所】

静岡事務所 〒422-8067 静岡市駿河区南町10-6 村上駅南ビル703

TEL : 054-280-7604

FAX : 054-285-7993